

## 指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県立自然博物館	指定管理者	特定非営利活動法人エコプロ
所在地	山形県西村山郡西川町大字志津159	県担当課 (電話番号)	みどり自然課  (023-630-3173)
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日		
検証期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
<b>1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況</b>			
① 管理・運營業務の履行状況	①施設(NC及び野鳥観察小屋)及び園路の整備点検は、職員が随時行った。施設の機械設備、電気設備、消防設備、浄化槽設備などの保守点検、雪囲いの着脱作業は専門業者に委託し行った。管理者道春季除雪について、西川町に協力を依頼しロータリー除雪車を借りて行った。②新型コロナウイルス移行後も感染症に配慮しながら、計画的に行事を開催した。	評価 A	《評価の理由》 施設の維持管理について、事業計画書に従い、地元自治体や委託業者と連携して適切に実施されている。また、各種行事等も計画どおりに実施されている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	①NCの老朽化により外壁及び雨戸の損傷箇所が多く閉鎖できない箇所もある。②キュービクル引き込みケーブルの更新時期が過ぎて保安協会より指摘を受けている。③豪雨による石跳川の氾濫により、橋の流失と登山道崩落があり、利用者及び利用者数に影響が出ている。	《課題等の原因分析》 気候変動の影響(豪雨の頻発化等)と施設の老朽化。	
課題、問題点への今後の対応	予算の確保ができ次第、優先順位を付けて対応する。		
<b>2 利用者からの要望等への対応</b>			
① 意見・要望等及びその対応状況	①家庭及び商業施設や学校などは洋式トイレが設置されており、当園の利用者が高齢者や児童以下の子供の利用が多いことから洋式化の要望がある。(継続した要望)	評価 B	《評価の理由》 利用者の要望を適切に把握し、県に連絡している。
意見・要望等への今後の対応	予算の確保ができ次第、優先順位を付けて対応する。		
<b>3 指定管理者制度活用の効果</b>			
① サービスの向上	①利用者から依頼があった写真展を1回実施した。②豪雨災害による状況と、冬期修繕の状況を即時SNS等で告知している。③志津野営場の受付及び巡回と、共催事業による利活用の促進。④散策路と迂回路、及び氾濫による土砂上げ作業の実施と、湿地環境の復元整備	評価 A	《評価の理由》 利用者の増加のため、自主的に企画し活動を行っている。 利用者視点にたった適時適切な情報発信に取り組むとともに、利用環境の維持と施設内自然環境の保全にも取り組んでいる。 近隣の指定管理施設と連携した取組を実施している。
② 経費の節減	①有志による散策路の修繕と、雪囲いの着脱②こまめな消灯による節電③職員及びボランティアによる草刈と支障木処理の実施④裏紙の使用⑤博物館広報及び博物館たよりの必要部数を印刷購入	評価 A	《評価の理由》 節電の実施、指定管理者の自らの修繕により経費を抑制している。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	①志津地区内のブナ林でトレッキングの行事を実施した。②冬の活動の充実を図る上で、西川・月山スノーシューパーク事業、月山スノーランド事業に積極的に関わっている。③職員の半年雇用の難しさがあるが、今年度も確保している。	評価 A	《評価の理由》 地元西川町の事業と積極的に連携して地域の活性化に大いに貢献している。 様々な地域からボランティアスタッフを受け入れることで、交流人口の拡大にも貢献している。また、季節配置ではあるが職員
総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括協定書、年度協定書、仕様書に基づき施設の適切な管理運営を行っている。</li> <li>・特に施設管理については、経費節減の意識を持ちながら取り組んでいる。</li> <li>・自然環境学習施設としての機能を充実させ、利用者の立場での対応を心掛けるなどサービス向上にも努めながら、SNSによる情報発信や主催事業の見直し、ターゲットを絞った広報策など、世の中のニーズに合わせた運営に取り組んでいる。</li> <li>・地元や関連団体との関り、近隣の指定管理施設との共催事業、ボランティアとの協働、地元雇用など地域活性化の役割も果たしている。</li> </ul>		

## 【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。  
 B : 概ね適正に実施されている。  
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。  
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。